

福岡歯科学園第二次中期構想

国民医療向上のため、真に実効のある教育を行い、高度の専門的能力と豊かな人間性、厳しい職業倫理観を備えた教養ある歯科医師、歯科衛生士、介護福祉士の育成を通じて社会に貢献するとともに、口腔医学を創設・育成して特色ある教育研究の実践および医歯学の進展に寄与する。

このため、次に掲げる目標の実現を目指す。

「第二次中期構想」の基本構想

- 1 知識基盤社会の進展を見据え、医学・医療との連携強化を基盤とした口腔医学教育の創設・育成を図るとともに、医療保健福祉分野における実践的高度専門職業人を育成する。
- 2 生命科学を基盤とした口腔医学の基礎的・応用的な研究マインドの涵養を図るとともに、国内外の大学・大学院・研究機関等との連携も視野に入れた研究体制を構築する。
- 3 多様化する学生・社会ニーズを踏まえ、学習意欲の旺盛な学生の受け入れに努めるとともに、自主的に勉学に励むことができる教育研究環境の整備・充実を図る。
- 4 口腔医療・口腔ケアの高度専門医療の中核拠点として、かつ、歯学から口腔医学へのフロントランナーとして国内外の多様なパートナーとの連携・協力を努める。
- 5 法人組織と教学組織が一体となって、社会経済状況の変化や時代の要請に的確に対応するとともに、安定した財政基盤の維持および効率的な大学等の運営にあたる。

「第二次中期構想」の具体的目標

- 1 教育に関する目標
 - (1) 確たる倫理観を持ち、豊かな人間性を備えた、教養ある医療人の育成を目指す。
 - (2) 口腔医学の確立・育成
 - ・ 口腔医学の学問体系の確立・育成に向けて、学界・医療界・行政等の理解・協力を得るため、関連国公立大学および関係諸団体との連携強化を図る。

- ・ 高齢化社会における臨床現場のニーズを踏まえ、口腔医学教育の改善・充実を図り、医学（医科）と歯学（歯科）の連携強化を基盤とする有効なチーム医療を実現する。

（3）歯学部教育

- ・ 新たな口腔医学モデルシラバスを導入し、一般医学科目の充実を図るとともに、歯学連携演習や診療参加型実習の内容の充実を図る。
- ・ 自己問題提起・解決型の創造力を持った人材を育成するため、学生の学習意欲や教育効果を高めるとともに、より精度の高い学習到達度の判定方法を開発する。

（4）大学院教育

- ・ 高度な研究能力と国際性豊かな人材を育成するとともに、高度専門職医療人を育成する社会人大学院の教育体制を充実する。
- ・ 口腔医学を基盤とした新領域や融合研究領域など社会のニーズに対応できる高度な知的人材養成のための組織的・継続的な教育を推進する。

（5）医療短大教育

- ・ 医科歯科総合病院・介護老人保健施設等との連携により、高度かつ実践的な教育を行う。
- ・ 口腔保健・口腔介護（要介護者への口腔ケア）教育を充実し、歯科衛生士・介護福祉士への志向を高めるとともに、専門的口腔ケア技術の教育内容・指導方法について継続的に検証・改善を行う。
- ・ 社会のニーズ等を踏まえて、歯科衛生学科の学士課程への転換および保健福祉学科の存続・改廃等、短期大学の将来的な在り方を抜本的に検討する。

（6）教員の教育能力および教育の質の向上

- ・ 授業評価とその検証方法の整備、組織的研修活動の継続実施等により、教員の教育能力向上を図る。
- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD）の一環として、授業研究懇談会、授業の相互参観、セミナー等、教育の質の向上のための取り組みを強化する。

（7）国家試験

- ・ 歯科医師国家試験合格率の上位定着および共用試験の全員合格を目指し、歯科衛生士・介護福祉士国家試験については全員合格を目指す。

2 研究に関する目標

(1) 研究の質の向上

- ・ 口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究および社会のニーズに応える先進的研究を推進するとともに、関連する大学・研究機関との連携による研究を漸進的に実施する。
- ・ 研究マインドの涵養に努めるとともに、国内外の若手研究者や意欲的な研究活動に対する支援のため、研究マネジメント体制を整備する。
- ・ 学内の研究センターを活用し、時代のニーズを先取りした研究の遂行、関連する情報データの収集・分析等により、口腔医学領域の研究教育拠点を創出する。

(2) 先端科学研究センター

- ・ 「疾患の抑制におけるゲノム安定性と環境ストレスの制御」に関する研究の一層の充実を図り、研究基盤形成支援事業を推進する。

(3) 再生医学研究センター

- ・ 「生体内環境を調和する硬組織再建システム」に関する研究を充実して、研究基盤形成支援事業を推進する。

3 学生の支援等に関する目標

(1) 修学等の支援

- ・ 学生のニーズに応える修学支援システムや主体的学習支援体制の整備・充実を図る。
- ・ 口腔医療、口腔保健、口腔介護を志向する高校生を適切に支援するため、高校との連携教育プログラムの開発等による連携促進を図る。
- ・ 学生の経済支援・課外活動支援の充実や口腔医療分野への就職機会の拡充を図るとともに、学生共済会や同窓会との連携を強化する。

(2) 学生の受け入れ

- ・ 真に国民の医療・保健・福祉に貢献しようという学生を確保するため、入学制度や試験制度のあり方について不断の見直しを行う。
- ・ ホームページでの入試広報機能の充実、同窓会との連携等によるリクルートの拡充等、戦略的で積極的な学生募集活動を行い、募集人員の確保に努める。

4 社会との連携・貢献に関する目標

(1) 医科歯科総合病院における、安全で良質な医療の提供

- ・ 効率的な診療責任体制を構築するとともに、医科と歯科の連携システムを整備・強化し、患者中心の安全かつ質の高い全人的医療を提供する。
- ・ 診療要員を安定的に確保し、土曜日診療等の充実を図るとともに、先進医療に対応

できる人材を育成する。

- ・ 最新の医療セミナー等を開催し、先端的医療知識の理解と普及を図るとともに、卒前教育・卒後研修については実践的・効率的な教育・研修プログラムの整備を図る。

(2) 医科歯科総合病院の管理体制の整備・強化

- ・ 病院内コンセンサスに留意しつつ、病院全体の視点から機動的・戦略的に病院運営を遂行できるマネジメント体制を確立する。
- ・ 各診療科や病院全体の運営の効率化と財政基盤の充実に資するよう、各診療部門別管理会計データ等を整備・活用する。
- ・ 患者数および診療単価の増加、病床数の増加および適正な病床稼働率の維持を図り、毎年度数値目標を設定し、目標達成に努める。
- ・ 病院の新築等および病院施設・診療設備等の効率的かつ計画的整備を図る。

(3) 介護老人保健施設、介護老人福祉施設

- ・ 地域の保健・福祉への貢献とともに、大学・短大等の教育・研究の場および地域のボランティア活動の場として活用を図る。
- ・ デイケア、デイサービスの利用者増を図る。

(4) 社会連携、国際連携

- ・ 西部地区五大学および地下鉄七隈線沿線三大学の連携を推進し、地域貢献活動を拡充する。
- ・ 県・市および歯科医師会等との連携を拡充し、公開講座や歯科医師卒後研修等の教育・研修プログラムを実施する。
- ・ 海外の医歯系大学・研究機関等との教育研究連携を積極的・組織的に展開し、ネットワークを構築・拡充する。
- ・ 優秀な留学生確保のための活動を推進するとともに、学習支援、経済的支援を充実する。

5 組織運営に関する目標

(1) 組織運営の改善

- ・ 教育研究のマネジメントや組織体制の在り方について不断の点検と見直しを行い、本学の使命に照らした適正な全体規模、組織やキャンパス施設の在り方について積極的に検討を進める。
- ・ 教員の雇用および勤務形態について、研究・教育・診療の実際と必要性に応じた、柔軟で多様な人事制度を構築する。
- ・ 事務や事業の見直しを加速し、コスト意識を徹底するとともに、事務組織の効率化

を図り、必要に応じて事務組織の再編・統廃合を行うとともに、職員の採用・配置については長期的な経営戦略等を踏まえて計画的に行う。

- ・ 人事考課システムを効果的に活用するとともに、業績評価を充実し、大学運営の活性化を図る。事務職員について、業務評価・業務改善を主眼として人事考課制度を活用し、職員の主体性を持った業務遂行の促進を図る。

(2) 財政基盤の確保

- ・ 学園の自己資金である基本金等について、安全かつ有利な運用を行うとともに、教育研究振興基金等の計画的な積み立てを引き続き行う。
- ・ 外部資金獲得を促進するため、外部資金に関する情報の収集や申請事務円滑化のための支援体制を整備するとともに、学内の研究計画とのマッチングなど外部資金獲得につなげる取り組みを推進する。
- ・ 医療の高度化を図り、高度かつ良質な医療を提供するとともに、病院の効率化・私費料金等の見直しを行うことにより収入の増加を図る。
- ・ 業務運営の合理化・効率化を図るとともに、費用対効果が有効な業務について外部委託を実施する等、管理的経費の抑制に努める。

(3) 評価システムの充実および情報公開等の推進

- ・ 自己点検・評価を適切に実施するとともに、実施した自己点検・評価等の結果を分析・活用し、実施方法や効果等について継続的な見直し改善を行う。
- ・ 病院の機能評価を平成 24 年度に、大学の認証評価を平成 25 年度に、短大の認証評価を平成 26 年度に、それぞれ受審する。
- ・ 財政状況および教育研究活動等についての積極的な情報公開に努める。

(4) 安全管理および法令遵守

- ・ 学生や地域の人々にとって快適・安全で環境に配慮した魅力あるキャンパスづくりを計画的に推進する。
- ・ 教育、研究、診療、運営の全ての学園活動を支える安全安心な情報管理体制を構築する。
- ・ 監事および公認会計士と連携して内部監査を適正に実施し、顧問弁護士など外部専門家と連携して各種ハラスメント等に適切に対応するとともに、学園経営・業務運営適正化のための法令遵守を徹底する取り組みを強化する。

第二次中期構想の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。